



鳥労発基 0327 第 17 号
令和 6 年 3 月 27 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習等における
技能講習の講師の条件の改正について

日ごろから労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）第 77 条の登録教習機関制度について、講師の条件は技能講習の区分ごとに法別表第 20 に示されており、また、その解釈については、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成 16 年 3 月 19 日付け基発第 0319009 号。以下「施行通達」といいます。）の記の I の 1（8）③及び施行通達の別添 8 に示されており、これに基づき制度が運用されています。

今般、施行通達の別添 8 中の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習及び有機溶剤作業主任者技能講習の講習科目のうち、「作業環境の改善方法に関する知識」及び「保護具に関する知識」の項の「講師の条件」の欄第 3 号及び第 4 号の「同等以上の知識経験を有する者」に下記の者が追加された旨、令和 6 年 3 月 19 日付け基発 0319 第 8 号（以下、「本省通達」といいます。）により、厚生労働省労働基準局長から通達がありましたのでお知らせします。

つきましては、本省通達等を当局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01988.html）に掲載しましたので、内容を了知され、傘下会員等関係事業者への周知にご協力をお願い申し上げます。

記

1. 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者
2. 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

○当局ホームページ掲載場所

